

『いじめ防止基本方針』

四万十市立中村中学校

1. いじめ防止基本理念

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

生徒が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、心身ともに健やかに成長してくれることを願い、「いじめ」は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものととらえ、いじめの問題への対応は学校における最重要課題と考えています。

そこで、本校では校訓である「高く、大きく、美しく」をもとに、学校教育目標を「誇り高く、夢大きく、こころ美しい生徒の育成」とし、自分をかけがえのない存在として、自分自身を誇れる生徒、夢に向かって自分の勉強を積み重ねる生徒、自分と共に友達や周りの者を思いやり行動する生徒の育成を目指し取り組んでいるところです。

いじめ問題においては、まず教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という強い姿勢と、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という危機意識を持つことが大事と考え、教職員それぞれの役割と責任を自覚し、一人ひとりの子どもが大切にされた支持的風土が定着するような取組を進めています。

また生徒会が主体となり、「みんなの笑顔は無限の笑顔、心を一つに団結、中村中」を合い言葉に生徒自らがいじめをしない、させない学校づくり、みんなが進んで行きたくなるような学校づくりのために活動を続けています。

今後は教職員、生徒だけでなくPTA や地域を巻き込んでいじめ撲滅に向けて取り組んでいきます。

【基本認識】

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

(2) いじめの定義

(いじめ防止対策推進法 第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

る。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（３）いじめの理解、取組の視点

いじめ問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた子どもや、勇気をもっていじめを知らせてくれた子どもを、しっかり守り通す姿勢を大人が示さなければならない。

また、いじめの疑いがあるものも含めて、しっかりとした対応をしなければならない。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらとらわれるのではなく、傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことである。

そして、子どもは人と触れ合うことで、様々なことを学び取り感じ取り、成長していくものであるという社会性の育成の観点で考えたとき、子どもたちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに萎縮したり、躊躇したりするようなことは決してあってはならない。だからこそ、関係者はいじめの未然防止、対応、再発防止のいずれの段階においても、そのことを常に意識し子どもたちを見守り支えていくことが重要である。

（４）いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、児童生徒をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめ

を生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

学校は、教育活動全体を通じてすべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である

(5) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは周囲から把握されにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

このため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが必要である。

また、子どもたちは、地域社会の中で生活していることから、地域住民が子どもたち一人一人をしっかりと見守り、子どもたちの様子で気になることがあればすぐに連絡できるような学校との連携体制を整備することも必要である。

(6) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを認知した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(7) 学校・家庭・地域の連携・協働

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭、地域の連携が必要である。例えば、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や学校評議員会、開かれた学校づくり推進委員会等を活用して、いじめの問題について協議する機会を設けたり、いじめの問題について学校、家庭、地域が連携した取組を推進したりすることが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

このように、いじめを切り口にした学校、家庭、地域の連携・協働のみならず、さらには、心豊かで安全・安心な社会づくりにつながるために、地域社会の一員としての学校、子どもた

ちや教職員が、地域の行事や地域おこしの取組等、地域の活性化に向けた社会参画の動きを創り出し、地域ぐるみで子どもたちを守り、育て、伸ばしていく体制づくりも重要である。

（８）関係機関の連携

いじめの問題への対応においては、例えば、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、学校の設置者及び学校と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。したがって、平素から、関係機関の担当者の連絡先の把握や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図ったり、心の教育センター、少年サポートセンター、警察署、児童相談所、高知地方法務局等、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ周知したりするなど、学校の設置者及び学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

２．いじめ防止等対策委員会の設置

（１）目的、役割

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
 - ・ 指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
 - ・ 教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。
- 全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施
 - ・ 生徒理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
 - ・ 各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

（２）構成員、機能等

生徒指導部会の組織を活用し対応する。

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年部長、各学年生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、SSW、外部専門員等

3. 学校における取組

(1) いじめの防止のための取組

◇自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

児童生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、学校間連携、家庭・地域と連携した道徳教育を推進する。

①学級経営において

- ・学級の中に一人ひとりの居場所、活躍できる場があり、互いに認めあえる集団づくりに努める。
- ・個々の生徒の全体像を多面的にとらえ、生徒の良さを見つけながら集団づくりを進める。
- ・人のことを大切にして聴くことの指導を徹底する。

②人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではないこと」を、生徒に理解させる。
- ・生徒が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権 感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

③道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業 を実施する。
- ・生徒の心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

④教科の学習において

- ・研究主題でもある「確かな学力と、自己肯定感を高める指導方法の研究」に沿って生徒指導の3機能(自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育む)授業に努める

⑤体験学習の充実

- ・福祉体験やボランティア体験、職場体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開 し、教育活動に取り入れることで他者や社会、自然との直接的なかわりの中で自己と向き合い、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。

⑥学校環境作り

- ・ゴミが落ちていない、落書きがない、整然と整理されている環境
- ・植物や花が飾られている。
- ・人権に関する標語等が掲示されている。
- ・生徒の頑張りや活動が評価される掲示物の工夫(写真、賞状、作品等)

◇情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまいたいじめに係

る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

◇児童生徒の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない、許さない学校づくりを推進するために、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、各学校の児童会・生徒会による実践交流や協議等を行うなど、児童会・生徒会活動の活性化を図る。さらに、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた児童生徒の主体的な活動を推進する。

①コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

②生徒会活動の充実

- ・生徒会執行部を中心に、生徒自ら企画した行事等の充実を図り、生徒に達成感を感じさせつつリーダーを育成し、生徒会リーダーを中心としたいじめ撲滅のための取組の推進を図る。

③宿泊学習を通しての仲間づくり

- ・中学校入学当初に仲間づくり合宿を実施し、様々な体験活動を通して友達の大切さに気づかせると共に友達と協力して生活することの大切さを学ばせる。また活動の一つに「いじめ」に関する講話を必ず位置づける。

◇校内研修の実施の促進

年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校として組織的な対応を図るための校内研修を実施する。また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修を実施する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

教職員はいじめの早期発見のために、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知して、解消へ向けた取組につなげていくようにする。

①いじめ実態の実態把握

年2回以上、「いじめアンケート」による調査を実施するとともに、個別面談、日記や家庭訪問などの取組を組み合わせて、いじめの認知に努める。

②日々の観察

○教職員が生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。

・朝学活の時間に一人ひとりの生徒の様子を学級担任、副担任の二人で観察し、気になる生徒には必ず声をかける。

・朝学活の時間に登校できていない生徒には必ず電話連絡をし状況の把握をする。

・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。

○相談体制の充実

・カウンセラー室や保健室等を活用し、いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

○観察の視点

・生徒の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。

・担任を中心に教職員は、生徒が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。

・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

③生活日誌や連絡帳、ノートを活用

・生活日誌を活用することによって、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④教育相談（学校カウンセリング）の実施

・教職員と生徒の信頼関係を形成する。

・日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

・QUテスト、学校生活アンケートを実施し、必要に応じて学期に1回は面談週間を設定し、生徒全員と教育相談を実施する。

(3) いじめに対する具体的対応、措置

◇学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応としていく。

◇いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。

◇教職員等がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止等対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。なお、その業務は、他の業務に優先して行う必要がある、即日、当該情報を速やかに報告することとする。

◇いじめが解消している状態の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案し

て判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

◇ 生徒への指導・支援

- ・いじめられた生徒の保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた生徒に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

◇ 今後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・カウンセラー等を活用し、生徒の心のケアを図る。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

（４）教育相談、相談支援体制

◇校内支援会の充実などチーム学校による組織的な校内支援体制を確立する。

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、校内支援会中心にチーム学校による組織的な校内支援体制の確立を図り、いじめの未然防止・早期発見・早期解決につなげる。
- ・心の教育センター、少年サポートセンター、児童相談所等における相談の活用や、「24時間子供SOSダイヤル」の等の周知を行う。

(5) 児童生徒が主体となる取組

- ・いじめストップ四万十子どもサミットや中学生リーダー研修に参加し、生徒会執行部が主体となって、いじめのない学校づくりの取組を進める。
- ・生徒会リーダーを中心としたいじめ撲滅のためのスローガン作り、いじめ撲滅運動、あいさつ運動等の推進を図る。

(6) 地域や家庭との連携

- ・児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、「幡多っ子ネット宣言」を活用するなどして、インターネットの適正利用に関する家庭でのルールづくりを推進する。
- ・学校支援地域本部、放課後子ども教室、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援する体制づくりを行い、子どもの自尊感情や規範意識を育む活動を推進する。また、民生委員・児童委員や主任児童委員が参画し、厳しい環境に置かれている子どもを学校と地域が連携して見守る体制を構築していく取組を進める。
- ・いじめ防止基本方針について、学校のホームページへ掲載するなどの方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を、必ず入学式・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明を行う。
- ・授業参観や保護者懇談会の開催、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見

(7) 重大事態への対応

◇重大事態が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）を参考として、適切に対処することとする。

①重大事態の意味について

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又はその設置する学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生

徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

②重大事態の報告

重大事態が発生した場合、四万十市教育委員会を通じて、四万十市市長へ事態発生について報告する。

◇学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

◇毎年、いじめ問題への取組の実施状況について達成状況を評価するとともに、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

4 評価・改善

(1)本校のいじめ防止基本方針が的確に運用され、全生徒が充実した学校生活を送ることができているかを客観的に確認するため、学校評価に相応の評価項目を設定し、PDCAサイクルに基づいて、検証・分析を加えながら改善を行うものとする。

(2)全ての子どもたちの健やかな成長を目指し、地元の小学校及び幼稚園・保育園等との懇談を大切に、より実効性の高い取組を追究し続ける。

(3)学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

2018年4月1日 改訂